

司法行政事務の適正な遂行の確保に関する有識者委員会合
(判例集等関係第1回) 議事要旨

令和3年11月29日(月)

午前10時00分から午前11時30分まで

於 中会議室

(総務局長)

本日は議事進行を担当される委員が決まるまでの間、庶務において議事進行をさせていただく。

まず、事務総長の中村から挨拶を申し上げます。

(事務総長)

委員の皆様方には、御多忙な中、本会合に御出席いただき、深く感謝申し上げます。既に広く報道されたところであるが、この度、裁判所ウェブサイト及び最高裁判所民事・刑事判例集に掲載されている裁判例の記載につき、実際の判決書の記載と異なるものがあることが判明した。本件については、裁判所ウェブサイトや判例集についての信頼を損ねかねないものとして、事務総局として重く受け止め、裁判所として行うべき調査内容等について検討を進めてきた。

今般、本会合を開催することにしたのは、裁判所として行うべき調査の内容を固め適正な調査を実施していくためには、裁判所においてコンプライアンス等に関する問題が生じた場合に事務処理の適正さを確保するために設置された「司法行政事務の適正な遂行の確保に関する有識者委員」の先生方の意見を伺うことが必要と考えたからである。委員の皆様方には、裁判所を行うべき調査について、その適正さを担保するために多角的かつ忌憚のない御意見、御助言を賜るようお願い申し上げます。

(総務局長)

司法行政事務の適正な遂行の確保に関する有識者委員設置要綱においては委員長を定めることとはされていないが、議事進行を委員の互選により選出される座長にお任せすることが考えられるところ、御意見を伺いたい。

(谷委員)

梶木委員が適任である。

(総務局長)

谷委員から推薦いただいたが、常任委員の梶木委員に座長をお願いするということではいかがか。

(各委員)

異議なし

(総務局長)

異議がないようなので、梶木委員に座長をお願いします。

なお、設置要綱によれば、会合の議事は非公開とされているが、本件については既に全国紙等において報道されており、実務家、研究者のほか広く一般から関心を寄せられていること、事案の重大性に鑑み、裁判所が今後行っていく調査等の検討に関し透明性を確保する必要があることを踏まえると、顕名の上である程度詳細な議事要旨を作成し、ウェブサイト上に公開することが考えられるが御意見を伺いたい。

(座長)

最近の霞が関ではかなり詳細な議事録が公開されているという状況にあるため、本件についても、議事要旨を作成して顕名の上で公開するということがよいと思うがいかがか。

(各委員)

異議なし

(座長)

まず、庶務より、本件の概要や現在までに行ってきた調査の内容及び結果について、説明をお願いします。

(第二課長)

昭和23年から平成9年までに言い渡された最高裁判所の大法廷判決14件について、裁判所ウェブサイトにおける記載や、最高裁判所民事・刑事判例集（以下「判例集」という。）における記載が、実際の判決書の記載と異なることが判明した。

これは報道機関からの問合せにより判明したものだが、今回違いのあることが判明した判決は、いずれも言渡し後時間が経過しているため、上記のような違いが生じた原因は現在のところ不明と言わざるを得ず、この他の判決等についてもウェブサイト及び判例集上の記載と実際の判決書等との間に違いがないとは言えない。

指摘された箇所以外の部分についても違いが含まれている可能性はあるので、上記14件の判決のうち10件につき、全文について改めて調査し直したところ、その結果は資料4のとおりである。最も多い違いの類型としては漢字が異体であるというものであり、これが全体の大部分を占める。その次に、単純脱字が20件ほどあり、次いで誤字が13件ほどあった。「署名押印することができない。」といったフレーズがまるまるなくなっている脱字

が上記のほか7件あり、このようなフレーズの脱落は他にも見られる可能性がある。

今回の調査において作業時間を計ったところ、原本が手書きのものや違いが多く発見されるものについては1頁あたり10分以上要し、比較的最近のものや違いが少ないものについては1頁あたり5分程度を要した。したがって、人の手によって、文書同士を対照させていくやり方としては、1頁あたり7、8分程度で行うことができ、ダブルチェックをする場合には、大体1頁あたり延べ16分程度を要するという結果となった。

(座長)

今の説明について何か質問はあるか。

(谷委員)

手書きというのはいつ頃まで行われていたか。

(第二課長)

今回どこまで手書きかというのははっきり分からなかった。昭和23年のものが手書きで、昭和30年のものは活字になっているので、その間のどこかで手書きから活字に変わったのではないかと推測される。

(座長)

今説明のあったように、将来に向けて全体像を大まかにつかみながら作業を進め、問題点をつかまなければならないと思う。ウェブサイトへの掲載と判例集の刊行では事務のフローに少し違いがあると思われるので、そこを説明してもらい、問題点があるかないかを踏まえながら、次の作業についての議論をしたらいかがか。

(各委員)

異議なし

(座長)

それでは、庶務より、現在、最高裁内部で、どのようなフローに基づいて最高裁の判決等をウェブサイトへ掲載し、また判例集を編集・刊行しているかについて説明をお願いします。

(第二課長)

資料5に従って説明する。まず、ウェブサイトへの掲載フローについて説明する。

調査官室及び書記官室で判決等の原案について調製がされた後、裁判部の文書第二係で原本データが保管され、この後、原本データに文書第二係以外の外部から手が加えられることはない。実際の判決等の原本や写しは、この原本データから印刷される。こうして印刷された判決等の写しは、書記官室

を經由して、調査官室に交付され、調査官室は、この写しに基づいて、ウェブサイトへの掲載指示書を作成する。この掲載指示書に含まれる仮名指示に基づいて、文書第一係で仮名処理を行う。この際利用されるのは、文書第二係の原本データのコピーである。

仮名処理が行われたデータは、総務局第二課判例法令係に送られ、同データの体裁を整えて、裁判所ウェブサイトに登録され、ウェブサイト上で表示されるものと同じのものを印刷する。そして、調査官室から受領した判決等の写しと対照して、相違がないことを確認した後に、公開作業を行う。

このように、ウェブサイト上の記載は、最終的には原本データそのものから印刷された判決等写しとの対照を行うことで、その同一性を担保する仕組みになっている。

次に判例集編集・刊行のフローについて説明する。

まず、調査官室において、判例集への登載を判例委員会に提案する裁判例を選別し、登載を提案するものについては、文書第二係から受領した判決等写しの要旨部分に下線を付す。この下線を引いた判決等写しを元にして、文書第三係において文書第一係の作成した仮名後データについて下線を追加する処理を行う。こうしてできた下線付きの仮名後データを印刷して、下線付きの仮名後の判決等写しを作成し、調査官室に交付する。

調査官室はこのほか、選別時仮名処理連絡票及び判例委員会提出原案を作成して、これらを判例法令係に交付する。これらの資料は判例法令係で整理され、これらをもとに判例委員会による審議が行われる。

判例委員会による審議が終了した後、判例法令係は、文書第一係から送付されている仮名後データを元に体裁を整え、調査官室から交付を受けた下線付きの判決等写しにしたがって下線を追加して、仮名処理が適正にされているかどうかを選別時仮名処理連絡票で確認して、原稿データを作成し、同データに基づき業者が原稿を作成する。

判例法令係では、判決等写し（下線が引いてあるもの）を用いて、初稿、再校、三校、最終稿と4回の対照作業を行い、その後、正式に判例集として刊行されることとなる。

このように、ウェブサイトへの掲載フローよりも若干複雑であるものの、基本的な理念は同様で、最終的には原本データそのものから印刷された判決等写しと判例集の原稿の対照を行うことで、その同一性を担保する仕組みになっている。

このようなフローは、現在行われているものであるが、過去いつからこのような仕組みが取られていたかについて明らかではない。これまでの間、過

去に事務フローに関わっていた職員に対して聞き取り調査を行ってきたが、未だ取りまとめに至っておらず、次回、改めて報告したい。

このように、ウェブサイトへの掲載についても、判例集の編集・刊行についても、いずれも原本データを加工したものが使用されているため、過去のように紙から起こした際に生じた転記ミスやOCRミスと疑われるような誤りについては生じにくいのではないかと考えている

(座長)

ただ今のフローの説明について、何か質問はあるか。

(谷委員)

ウェブサイトへの掲載フローにおいて、調査官室による仮名処理指示があるとのことだが、プライバシーの観点からの仮名処理指示だけを行うということでは他の指示はないか。

(第二課長)

最高裁の裁判例全てをウェブサイトに掲載しているわけではないので、当該裁判例をウェブサイトに載せてほしいという指示が同時にされる。

(谷委員)

指示の内容は選別と仮名処理ということか。

(第二課長)

そのとおりである。

(谷委員)

仮に、仮名処理を間違えて、例えば、途中でAとBを逆にしてしまったというときはどうなるか。掲載指示書の指示自体が間違っている場合は、どこかのフローで修正されるのか。

(第二課長)

基本的には調査官室からの掲載指示書に基づいてデータの修正が行われているという観点でチェックした上で、判例法令係はデータの登録等を行う。

(総務局長)

掲載指示書は、例えば、「〇〇(氏名)を「A」とする」という記載となり、判決書等そのものにAと書き込んでいるわけではないので、処理をしていく最中で掲載指示の取りこぼしが生じる可能性はあるが、最終的に、指示書の「〇〇(氏名)を「A」とする」という記載と照合することになるので、掲載指示書自体に初めから取りこぼしがあれば別だが、誤りは生じない。

(谷委員)

判例集のフローで、仮名処理したデータは、調査官室の仮名指示に基づい

で行っているということでしょうか。

(第二課長)

そのとおりである。

(高橋委員)

現在は丁寧にされているという感想である。この仕組みが過去のどこまでやられているのか調査するということなのでそれを待って、また、現在の仕組みでもこぼれがあるのかなどそれを見ないと分からない。並行して調査を行っていくということでしょう。

(座長)

電子データを中心とした作業がいつごろ確立されたのか、現時点で分かれば教えてほしい。もし仮にそれが平成の半ばくらいで確立されていたのだとすると、仮名処理というのはおそらく一括変換だから、キー操作を間違えない限り間違いが起きるということは考えられない。

また、判例集のフローにおいて、業者が新たに行う作業というのは、判決等の中身に手を加えることはなくて、文字間とか行数を調整するとかそういう作業ということでしょうか。

(第二課長)

現状のフローと違いがあったかということを確認しているが、過去のどの時点までこういうフローだったのかというのは現在特定できていない。

原本データの業者の作業については、御指摘のとおり、紙としての刊行なので、見やすさの観点から主に体裁を整える作業を業者は行っており、中身を操作するということは想定されない。

(座長)

以上の説明を前提として、本件について今後裁判所が行う調査の方向性について、説明をお願いします。

(第二課長)

まず、調査の工程としては、始めに、対照をする元である判決書等の原本又は謄本を入手する必要がある。一部は裁判所に保管されているものもあるが、古いものになると、検察庁や国立公文書館から取り寄せる必要があり、一定の時間を要する。これらは特に古いものについては歴史的な価値もあることから、そのものを使用して作業するのではなく、コピーを取る必要がある。この作業については、機械等で代替することは困難で、さらに一定の時間を要する。続いて、対照すべきウェブサイトの記載や判例集を印刷したものを用意する必要があるが、これは先ほどの各工程に比較すると容易で、短期間のうちに作業が完了することが見込まれる。これらを前提に対照作業

を行うことになる。

他方、当方の人的態勢に鑑みると、1週間で40時間の作業時間を確保することが現実的で、計算上、1週間で約7.5件の調査をすることができる。しかし、仮に、報道機関から誤りがあると指摘された平成13年までの大法廷の判決等に限って作業したとしても、800件以上あるため、原本等の取り寄せやコピーなどに要する期間も加えると、少なくとも2年半ほどを要することになる。

そこで、今年度末の令和4年3月を目途として、100件程度の規模でサンプル調査を行うことが現実的と考えている。昭和20年代から直近に至るまでの広い範囲で裁判例をピックアップして調査し、実際の判決書等との違いの量や種類などを分析し、調査方法自体についても検証するなどした上で、改めて、今後の調査方針について委員にお諮りする方法を採用するのはいかがかと考えている。

(座長)

何か御意見はあるか。

(谷委員)

すごい数だが、800件というのは平成13年までということか。

(第二課長)

平成13年までの大法廷の判決等に限っても800件以上ある。

(谷委員)

そうすると、サンプル調査をやって結果を見て、最終的にどこまで行うかというのを見極めてから議論した方がいいのではないか。

(高橋委員)

今の資源でできることでサンプル調査を行い、現行の仕組みがどこまで遡られるのか、客観的な資料をそろえてその上で何ができるかというのを今後検討していくということによい。

(座長)

目の前にあるかなりの数について、時代に応じてどこにどういう問題があったのかということをもまずつかむことが大事だと思う。とりあえず3月末までを目途にサンプル調査を行って全体像をつかむということが有効ではないか。

(谷委員)

できればここから後ろは大丈夫というところを確定できるとよい。仮に平成13年以降は大丈夫というのであれば、学者も正しいと安心して使える。なので、平成13年以降のサンプルもある程度は調査していただきたい。

(第二課長)

年代に偏りなく広いスパンでサンプルをピックアップするという趣旨と考えてよいか。

(座長)

電子データでやり取りをし始めた時代以降は、より間違いが少なくなっているはずなので、それがどの辺にあるのかを見極めるのも大事である。そういう意味でも少し長いスパンで平均的にサンプルを採るのは有効なやり方だと思う。方向性はそれでよいか。

(各委員)

異議なし

(座長)

とりあえず来年3月までを目途にサンプル調査を行うということだが、どういうやり方で行うか、事務方の方で何か考えがあるか。

(第二課長)

御了承いただいたサンプル調査を進めるに当たり、その実施方法についていくつか御意見を伺いたい。

まず、3か月程度で調査可能な件数は100件程度となるが、これはウェブサイトであればウェブサイトのみ100件の作業量を想定したものであり、ウェブサイトと判例集の両方を同時に実施することを前提としたものではないため、今後の作業についてはどちらを優先すべきか御意見を伺いたい。

次に、サンプル調査の対象について、どのような基準で選別するかについても御意見を伺いたい。

続いて、実際に対照作業を行うに際し、例えば、漢字の表記の違いや、「かかる」と「かゝる」などの表記の仕方の違いのように、当該裁判例の実質的な意味に違いがないものについては、調査の対象から除くことで、より効率的に調査を実施することができるのではないかと考えるが、この点についても御意見を伺いたい。

最後に、サンプル調査を実施するに際しては、例えばICTを用いて正確性を維持したまま効率化を図るなどの改善を図ることも考えられるところ、現時点においては、本件の調査を実施するについてどのような技術や方法が利用可能か、その正確性や、効率性の向上度合いはどの程度か、当該技術・方法の導入にどの程度の費用を要するかなどについて、知見が十分にあるわけではないため、この段階では、ICTなどのデジタル手法の導入については見送り、サンプル調査を実施しながらデジタル手法の導入の可否を検討す

ることを考えているが、このような方針についても御意見を伺いたい。

(座長)

まず、サンプル調査を行うにあたって、ウェブサイト優先すべきか、判例集を優先すべきか、あるいは両方行うべきではないかという議論について、入口のサンプル調査なので、現時点ではそう大きな意味があるわけではなく、4月以降、マンパワーが限られている中でどう進めていくかというところに大きな力点があると思う。この点についての意見はあるか。

(谷委員)

結論としては、ウェブサイトを優先にさせていただきたい。その前提として、ウェブサイトと判例集では掲載されているものが重なっているかどうかについて教えていただきたい。

(第二課長)

判例集に掲載されているものは、ウェブサイトにも掲載がされている。図を描くとウェブサイトの中に判例集が含まれるということになる。

(高橋委員)

サンプル調査なので実態を把握するということが重要。ウェブサイトも重要だが、判例集にもどんな間違いがあって、それがウェブサイトとどう違うのか、共通している部分と異なる部分を探すということは、サンプル調査上は知っておいた方がいいと思う。私は、サンプル調査においては、共通しているものを50件ずつ行うのがいいと思う。

(谷委員)

高橋委員の意見に賛成する。

(座長)

私も高橋委員の意見に納得をした。先ほどのフローでいうと、判例集の編集・刊行では、原稿データが業者に渡っているという違う作業が入っているので、そこで何か今回の有益な示唆が出てくるのか見えればいいと思う。可能な分量が100件くらいというのであれば、半分半分くらいで全体を網羅できるように、ということではよいのではないか。

(各委員)

異議なし

(座長)

仮に判例集50件、ウェブサイト50件として、昭和20年代からであると70数年あるが、どう拾い上げていくかについてアイデアはあるか。

(高橋委員)

世間的にいうと、やはり大法廷で、かつ憲法判断的なものでやってもらい

たい。そういう意味では、有斐閣の百選に載っているような代表的な裁判例などをピックアップすることが考えられる。ただ、年代をどのようにばらけさせるのか、事務局の方で年代がうまくばらけるようにしてほしい。

(谷委員)

私も同じ意見である。百選をもとに裁判例を並べて年代ごとにばらつきがないように選ぶということでもよい。ただ、判例集とウェブサイトは同じ裁判例について調査を行うのか。

(第二課長)

その点も御意見を伺いたい。限界がある中で、ウェブサイトの傾向と判例集の傾向をつかむという点でいうと、同じ裁判例についてウェブサイトと判例集のそれぞれを調査する方が見やすいが、50件しか調査できないことになる。

(座長)

紙媒体から活字を起こすと間違いが起きる可能性があるが、電子データが主流になってきた時代でも、場合によるとウェブサイトに掲載したものと業者に渡したものとで違いが出てくる可能性があるので、できればたくさんの例について見たいと思う。できれば正味100件を70何年というばらけた中で、話の出た判例百選でも構わないが、そういうものを中心として各年に最低でも1つ入るようにしていただきたい。うまくいけばどこかで傾向の違いが見られるかもしれない。

(第二課長)

平成30年までで70年分くらいである。

(高橋委員)

サンプル調査なので、100件も50件も変わらないかもしれない。

統計学的には500くらいが普通と言われているので、100でも50でも、私は、共通して見た方がいいと思う。

(谷委員)

例えば、70年に1つずつやるとなると140件になるため、総量100件ということで、折衷案で30件は重複させるというのも1つの案か。140件可能であれば、高橋委員の言うとおりの140件やって、どうしても無理というのであれば、30件は重複させるという選択肢はあると思う。

(座長)

同じもので見た方が判例集とウェブサイトについて、ここで違いが出てきたんだなと傾向が分かり、面白い結果になるかもしれない。100件あまり調査できるとして、各年1つ選んで70件、30件分については同じものに

ついて、ウェブサイトと判例集についてそれぞれ調査を行う、とすると60件分になるので、残り40件をウェブサイトと判例集のそれぞれの調査を行うとちょうど100件になる。将来どういう順番で調査を進めるかを見定めるための出発点の調査なので、少し技術的ではあるが、30件について両方共通で行い、負担は60件分として、残りの40件を判例集とウェブサイトのそれぞれの調査を行うと全体がちょうど各年1つくらいずつ入る形で、百選から対象を選んでもらう。おそらく今回の件は民事だから刑事だからどうだというのはないと思うので、年代がそろそろものを選んでもらうということによいか。

(総務局長)

民事刑事のバランスというのはどの程度考えるべきか。

(座長)

本格的に進める場合、おそらく民事刑事というよりも、頻繁に参照されるものや、新しいものなどから調査するというやり方になると思うが、今回の場合は、事務フローのどこでどんな間違いが起きそうか、何か特徴点があるか、それが将来の調査に生かせるかということなので、民事だからどうだとか刑事だからどうだとかいうのはないのではないかと。憲法の判例百選だと民事も刑事も掲載されているので、民事刑事にこだわる必要はないと考える。

(高橋委員)

私もこだわる必要はないと思う。そこはバランスよく事務方にやってもらいたい。

(第二課長)

手元の憲法判例百選の一覧を見ると、年代の面では、昭和40年とか昭和50年頃まではかなり詰まっております、例えば昭和23年については4件ありますが、これが平成になってくると、平成11年とか平成14年などでは各年ごとに1つも存在しなかったり、また掲載されていない年があったりする。飽くまでその中での年代のバランスがばらけていけばよいということか。

(谷委員)

事務フローがどこから変わったのかを見るには、各年1つずつあった方がいいので、憲法判例百選だけでなく民事とか刑事の判例百選でも選んでいいと思う。憲法中心でよいが、昭和23年を3つということではない方がよい。

(第二課長)

憲法判例百選に掲載のない年代の空白のところに、他の判例百選でカバーできるものがあるかというのはまだ把握していないが、御意見としては、各年1つずつ調べていく発想がよいということか。

(高橋委員)

憲法を中心に、ないところは他のもので補充するというのでよいと思う。

(第二課長)

その中で民集と刑集のバランスも、刑集が多そうであれば民集も少し入れてみるなどして、バランスよく選ぶということでしょうか。

(各委員)

異議なし

(座長)

続いて、今回判明した違いについては色々なパターンがあるということだが、中には旧字体で書いてあって今はもう活字がないというような、意味は変わらない、字がないため新しい字体にしているというようなものもある。これは将来に影響するのだが、調査を行うに当たり、意味は変わらないようなものも全部手直しするかどうかについて意見はあるか。

(高橋委員)

それは客観的なものが出てからでないと、今決めることではないのではないか。

(座長)

調査作業をすると、チェックをしながら直す作業もするのか。

(第二課長)

実際にサンプル調査を行ったものについては、このようなサンプル調査の結果であった、というのを対外的にも公表するので、例えば、昭和25年の判決等について、違うところはこうで、正しいところはこうだ、というのを表形式で掲載することが想定される。

(座長)

異体字を対象に含めて、それを全部チェックするのはどうか。

(谷委員)

サンプル調査でどのようにするかはともかく、最終的には異体字は調査対象から外していいのではないかと。今回、何が問題かという、実務家や研究者が利用する際に意味が変わることで、それを押さえておくべきである。異体字はそれで意味が変わるものではなく、実際の判決書等は新字体なのに判例集が旧字体になっていたり、逆のパターンもあつたりするようなので、どっちが正しいというのも分からないのではないかと。実際に修正する際にはいらないと個人的には思う。

(高橋委員)

サンプル調査時には負担もあるので対象から除いた方が早い。異体字とかカタカナの打ち方といった違いは戦後直後はある程度存在するのではないかなと思うので、現在の調査から外すのは結構だと思う。その上で判例集をどう扱うのかという議論はこれから出てくると思うので、そのときに改めて議論した方がよい。

(座長)

調査をした分は即直そうと思えば直せるので、現時点で作業をどこまでやるのかというのはそれなりに意味があるが、異体字はとりあえず対象から外すということでよいか。

(高橋委員)

サンプル調査の場合はよい。

(座長)

句点、読点はどうか。読点は意味が変わってくるようなこともあると思う。句点よりも読点の方が大きい感じがする。

(高橋委員)

読点是对象に含めた方がよい。

(谷委員)

同意見である。

(座長)

最後に、サンプル調査を行うに際し、現時点ではデジタル手法の導入については見送り、サンプル調査の実施中にデジタル手法の導入の可否を検討することについて意見を伺いたい。

(谷委員)

例えば脱字とかを発見するのはAIが得意なのではないか。新たなシステムを導入するお金はないだろうが、既存のソフトで、データ同士の比較であれば、脱字などはすぐ見つかるというのであれば、試行してみるのはいかがでしょうか。

(座長)

ウェブサイトは電子データがすぐ取れるが、判例集の原稿の電子データはないだろう。

(第二課長)

判例集の原稿の電子データは残っていない。

(座長)

電子データが残っていれば割と簡単なのかもしれないが、印刷した活字だけだと読み込んでの作業が大変だろう。

(第二課長)

対照するときも、判決書等そのものも、それと対照するものも手に入れる必要があるが、判例集については、民間のデータベースなどを使えば、判例集に記載されたデータも掲載されているので、それを流用するという事も考えられる。

(谷委員)

判例集もOCRで読み取れば、ある程度正確に読み取れるのではないか。

(第二課長)

比較ソフトを使ったときに脱字は確実に発見できるかなど、そのあたりの知見がないので、試してみて、確かに脱字の発見が得意そうだとかということが分かれば、一次的な選別に用いるなど色々考えられるので、どのようにOCRが活用できるか、並行して具体的に検討したい。

(座長)

1件20頁として1人が1度にやろうとすると2時間ちょっとかかるころだが、読み合わせ方式で行うのはどうか。1人で右と左で確認する作業は結構大変で、手間よりも脳が疲れてきてチェックできなくなってしまう。読み合わせだと、頭がクリーンな感じで動いていて、スピードも速くなるのではないかと思う。何件か読み合わせ方式をやり、その疲れ具合とか能率の良さ悪しみたいなのも将来に向けてチェックするのはどうか。

(第二課長)

対照するものを二人がそれぞれ読み上げていき、何か違いが出てくるかを見ていくというイメージか。

(座長)

そうである。耳から入ってくるので、特殊な読み方を予め決めて、なんとかまる、なんとかぼつなどと読み上げていけばあまり頭は疲れないと思う。

(谷委員)

脱字があるかどうかの対照は、特殊なソフトを使わなくても、データ対データであれば、同じフォントで、例えば35字40行の書式に変えればずれが出てくると思うのでどこかで違いがあるというのを見つけられると思う。

(第二課長)

対照作業では、最後は人の手や人の目が必要になるが、効率化できるところは色々試したい。

(座長)

事務方の方で他にあるか。

(第二課長)

例えば、「したがって」の「つ」が大きい字なのか「っ」と小さい字なのか

というところは、今回誤りとして確認していった方がいいのか、こういうものも実質的な意味に違いはないというような扱いにできるかとも思うがいかがか。

(谷委員)

異体字と同じで対象から外してよい。

(座長)

大きい字「つ」が正しいのか。

(第二課長)

実際の判決書等では、大きい字「つ」になっている。どれが正しいかよく分からないかもしれない。漢字の異体字と同じような扱いで今回のサンプル調査からは除くという方針としたい。

(各委員)

異議なし

(座長)

今後の進行等について、庶務から説明されたい。

(第二課長)

委員からいただいた御意見を踏まえて、早速サンプル調査を実施することとしたい。次回の会合においては、当該サンプル調査の結果を報告し、今後の本件に係る調査の進め方について、改めて御意見を伺いたい。

次回は早くとも来年令和4年3月下旬頃になると思われる。